



事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 17 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 5）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 3 までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【特定感染症入院医療管理加算】

問 1 「A 2 0 9」特定感染症入院医療管理加算について、治療室の場合とは何を指しているのか。

(答) 「A 3 0 0」救命救急入院料、「A 3 0 1」特定集中治療室管理料、「A 3 0 1－2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A 3 0 1－3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「A 3 0 1－4」小児特定集中治療室管理料、「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料、「A 3 0 2－2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は「A 3 0 3」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者について、「A 2 0 9」特定感染症入院医療管理加算を算定する場合を指す。

【バイオ後続品使用体制加算】

問 2 「A 2 4 3－2」バイオ後続品使用体制加算の施設基準において、当該保険医療機関において調剤した対象薬剤について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合に係る規定があるが、対象薬剤のバイオ後続品であるかどうかは、厚生労働省ホームページ「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」に示された後発医薬品に係る情報を参考にすることでよい。

(答) よい。ただし、新医薬品等の薬価基準への収載、薬価改定により情報が更新されるため、最新の情報を参照されるよう留意されたい。

(参考) 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2024/04/tp20240401-01.html>

【精神科地域包括ケア病棟入院料】

問 3 「疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 6 年 3 月 28 日事務連絡）別添 1 の問 121 において、「A 3 1 5」精神科地域包括ケア病棟入院料について、日勤時間帯にあっては作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師が休日を含めて全ての日において常時 1 人以上配置されていることとされているが、「令和 6 年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和 6 年 5 月 17 日事務連絡）による取扱い如何。

(答) 当該事務連絡のとおり、当該病棟において、日勤時間帯にあっては作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師が 1 人以上配置されていること。ただし、休日の日勤時間帯にあっては当該保険医療機関内に作業療法士、精神保

健福祉士又は公認心理師が1人以上配置されており、必要に応じて当該病棟の入院患者に作業療法、相談支援又は心理支援等を提供できる体制を有していればよい。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添1の問121は廃止する。

【在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料】

問4 「C002」在宅時医学総合管理料の注14（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。）の施設基準において、「当該保険医療機関において、直近3か月に在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定した患者のうち、施設入居時等医学総合管理料を算定した患者（特掲診療料の施設基準等の別表第7に掲げる別に厚生労働大臣の定める疾病等の患者等を除く。）の割合が7割以下であること。」とあるが、「患者等」にはどのような患者が含まれるか。

（答）特掲診療料の施設基準等の別表第7に掲げる患者のほか、以下の患者を指す。

- ・ 特掲診療料の施設基準等の別表第8の2に掲げる別に厚生労働大臣が定める状態の患者。
- ・ 「C000」往診料の注3、「C001」在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注6又は「C001-2」在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注5に規定する在宅ターミナルケア加算を算定した患者。（算定した月に限る。）
- ・ 「C000」往診料の注4又は「C001」在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注7（「C001-2」在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する看取り加算を算定した患者。（算定した月に限る。）
- ・ 「C000」往診料の注5又は「C001」在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注8（「C001-2」在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）死亡診断加算を算定した患者。（算定した月に限る。）
- ・ 令和6年3月に施設入居時等医学総合管理料を算定した患者（令和7年3月31日までの間に限る。）。ただし、「直近3か月に在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定した患者のうち、施設入居時等医学総合管理料を算定した患者等の割合」を令和7年3月31日までに7割以下とするための計画を立て、当該計画書を、在宅時医学総合管理料の注14に係る届出を行う時点及びその時点から令和7年3月まで3か月ごとに地方厚生（支）局長に届出を行う必要があること。

問 5 問 4 において、「直近 3 か月に在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定した患者のうち、施設入居時等医学総合管理料を算定した患者（特掲診療料の施設基準等の別表第 7 に掲げる別に厚生労働大臣の定める疾病等の患者等を除く。）の割合」を令和 7 年 3 月 31 日までに 7 割以下とするための計画書には、どのような事項を含めるのか。

（答）以下の事項を含めること。なお、様式等は問わない。

- ・ 届出月以降、令和 7 年 3 月 31 日までの各月の在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の算定回数の推移。
- ・ 施設入居時等医学総合管理料を算定した患者等の割合を減少させるための具体的な方法。

調剤報酬点数表関係

【連携強化加算、医療DX推進体制整備加算】

問1 連携強化加算及び医療DX推進体制整備加算の施設基準として、「サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行うこと」とされており、「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」を活用することとされているが、これらの資料が更新された場合には、いつまでに、その内容を踏まえて当該体制を見直すことが必要か。

(答) 医療情報システムを取り巻く環境は刻一刻と変動していくものであり、セキュリティに関する内容も、最新のガイドライン、チェックリスト等を活用し、適切な対応を行う必要があることから、関係するガイドライン等が更新された場合には、速やかに対応する必要がある。

なお、現時点においては、「令和6年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」について」(令和6年5月13日付け医政参発0513第9号・医薬総発0513第2号医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・薬局総務課長通知)の別添1及び別添2が最新の資料となるが、厚生労働省のホームページに医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに関する最新の情報が掲載されているので、適宜参照されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

【連携強化加算】

問2 連携強化加算に関する施設基準において、保険薬局の保険薬剤師が年1回以上、感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的とした研修及び新型インフルエンザ等感染症等に係る医療の提供に当たっての訓練を受けることとされているが、当該加算の届出までにこれらの研修及び訓練を受けていなければならないのか。

(答) 届出までに当該研修及び当該訓練を受けていなくても差し支えないが、当該加算で求められることに対応する前提となるため、できる限り速やかに実施すること。また、保険薬局の保険薬剤師が年1回以上、必要な研修及び訓練を受けることができるよう、あらかじめ計画を策定し、確実に実施することも必要である。

なお、厚生労働省の事業により、公益社団法人日本薬剤師会が薬局におけ

る新興感染症への対応を含めた感染対策に係る研修プログラムや研修資材等の作成を行ったところであり、準備が整い次第厚生労働省のホームページに掲載される予定である。

領収証及び明細書関係

【領収証】

問 1 「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」に規定する別紙様式 1 及び別紙様式 2 の領収証について、医科点数表第 14 部「その他」及び歯科点数表第 15 部「その他」の新設により、「その他」の欄が追加されたが、レセプトコンピュータ又は自動入金機の改修が必要などやむを得ない事情により、「その他」の欄の記載された領収証が発行できない場合について、どのように考えたらよいか。

(答) 当分の間、改正前の領収証に手書きで記載する又は別に「その他」の金額が記載された別紙を交付するなど、患者が医療費の内容が分かる形で運用している場合には、領収証を発行しているものとみなす。なお、その場合であっても、早期に別紙様式 1 又は別紙様式 2 の形式で領収証が発行できるようになることが望ましい。